

平成27年度 保育施設の園児を募集します



各施設または子育て支援課 ☎ 65-1242
FAX 37-3844

平成27年4月から「子ども
子育て支援新制度」が始ま
ります

新制度において、保育園・
認定こども園・公立幼稚園の
施設を利用する場合は、新た
に保育の必要性の認定を受け
るための申請と入園申し込み
を行う必要があります。

申し込みについては、入園
希望の各施設または現在利用
している施設で配布する申請
書類を、その施設へ提出して
ください。

なお、私立幼稚園について
は、すでに入園申し込みが始
まっていますが、新たに認定
申請が必要となった場合（保
育認定が必要となった場合、
保育園と併願する場合など）
には、改めて認定申請をする
必要があります。



平成27年度から施設利用を
希望する場合

●受付期間

12月1日(月)～15日(月)

※土・日曜日は除きます。

●受付場所

入所を希望する各施設

(P9利用施設一覧表参照)

※認定申請書兼入園申込書に
ついては、児童1人につき
1枚の提出とし、複数施設
への提出はできません。

(表1) 必要な添付書類 (例)

| 該当事由 | 必要な添付書類 |
|-----------------------|---|
| 会社などに勤務して いる人 | 雇用証明書 ※勤務先で記入してもらってください。 |
| 自営業、農業、漁業 に従事している人 | 就労状況確認書、耕作証明書、水揚証 明書など ※いずれも民生委員による証明が必要 です。 |
| 妊娠中または出産後 の人 | 母子健康手帳(写) ※出産予定日の記載ページのみで可。 |

※上記添付書類によって、認定区分および利用可能時間が決まります。

●対象

平成27年4月1日時点にお
いて、0歳(産後休暇終了後)
から就学前までの児童

※ただし、公立幼稚園につい

ては、2年保育は平成22年

4月2日から平成23年4月

1日まで、1年保育は平成

21年4月2日から平成22年

4月1日までに生まれた幼

児が対象となります。

※平成27年4月1日付けで新

規入園を希望する児童の申

し込みが対象です。

※平成27年4月2日以降の途

中入園は、今回の申込対象

外となります。

●提出書類

①認定申請書兼入園申込書
(保育園・認定こども園と公立
幼稚園で書類は異なります。)

※12月1日(月)から各施設で配

布しますので、第1希望の

第3希望を記入し、お子さ

んを連れて、第1希望の施

設に提出してください。

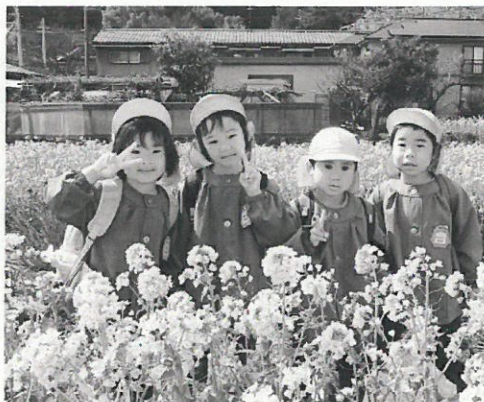
②添付書類(上記表1参照)

各家庭の事情により添付書

類は異なります。認定申請書

兼入園申込書の受取時に入所

の手引きをご確認ください。



(表2) 新制度における認定区分

| 認定区分 | 該当区分 | 利用可能時間 | 特記事項 |
|------|--|------------------------|--|
| 1号認定 | 満3歳以上の児童で、幼稚園・認定こども園を利用する場合 ※私立幼稚園で新制度へ移行しない場合は、認定の必要はありません。詳細は各幼稚園にお問い合わせください。 | 教育標準時間 (4時間が基本) | 教育標準時間と預かり保育(別途利用料が必要)の組み合わせにより、8時間/日の利用が可能です。 |
| 2号認定 | 満3歳以上の児童で、保育の必要な事由に該当し、保育園・認定こども園を利用する場合 | ①保育標準時間 (最大で11時間/日) | 保育短時間の設定時間帯を超えた利用の場合は、別途延長保育利用料が必要となります。 |
| 3号認定 | 満3歳未満の児童で、保育の必要な事由に該当し、保育園・認定こども園などを利用する場合 | ②保育短時間 (最大で8時間/日) | |

認定区分の基準

2号・3号認定において保育の必要性を認定する場合、次のいずれかの事由に該当することが必要です。集団生活を経験させたいなどの理由での保育認定はできません。

①就労

フルタイムのほか、パートタイム、夜間など全ての就労を含みます(1か月当たりの勤務日数が16日以上、月の勤務時間が64時間以上必要)。また、1か月の就労時間数が64(119)時間を保育短時間が120時間以上を保育標準時間に区分することにより、利用可能時間が決定します。

②妊娠・出産

出産予定日の属する月と、その前後2か月の最大5か月を認定期間とし、保育標準時間を基本とします。

③保護者の疾病・障がい

保護者が入院や自宅療養などで児童の保育が必要と認められる場合で、保育標準時間を基本とします。

④親族などの介護・看護

保護者が、親族の介護や看護に従事するため、児童の保育が必要と認められる場合で、1か月の従事時間(①の就労時間に準じる)によって保育標準時間と保育短時間とに区分します。

⑤災害復旧

被災し、保護者がその復旧作業に従事するため、児童の保育が必要と認められる場合で、保育標準時間を基本とします。

⑥求職活動

保護者が就労を予定し、求職活動をするため、児童の保育が必要と認められる場合で、保育短時間を基本とし、認定期間は最大3か月とします。

⑦就学

保護者が就学(職業訓練校への入校を含む)するため、児童の保育が必要と認められる場合で、1か月の授業時間など(①の就労時間に準じる)によって保育標準時間と保育短時間とに区分します。

⑧虐待などの恐れがあること

保護者や児童にDVを受け、虐待を受ける恐れがあると認められる場合で、保育標準時間を基本とします。

⑨その他

①～⑧に類するとして市長が認める場合で、必要時間(①の就労時間に準じる)によって保育標準時間と保育短時間とに区分します。

※1号認定においては、上記事由に該当する必要はありません。





●入園面接
 保育園・認定こども園については、市担当者による入園面接は実施しませんが、公立幼稚園については別途お知らせする予定です。

●入園決定
 提出書類の内容確認後、平成27年3月上旬までに、保育の必要性の認定および利用施設の入園を決定する予定です。

なお、入園希望児童数が受入可能人数を超える場合は、優先度合いによって市において入園調整を行います。この結果、希望された施設への入園が困難となった場合、他の施設へ変更していただくことがあります。

現在、保育園または公立幼稚園に在園し、来年度も継続して利用する場合

●受付期間

12月16日(火)～12月26日(金)

※土曜・日曜は除く

●受付場所

現在利用している保育園・公立幼稚園(利用施設一覧表参照)

●申込手続

認定申請書兼現況届を利用施設に提出してください。また、保育を必要とする事由によって必要となる添付書類が異なりますので、認定申請書兼現況届を提出する際に入所の手引きをご確認ください。

●保育料

保育料(延長保育利用料などを含む)については、国が定める上限額の範囲内で、市が定めることとなっております。現在検討を進めています。内容が決まり次第、市政だよりや市ホームページなどでお知らせします。

【利用施設一覧表】 ※現時点で新制度の対象となる施設のみを掲載

| 保育所名 | 所在地 | 電話番号 | 開設時間 |
|--------|---------------|-----------|-----------|
| 若宮保育園 | 新田町 1-8-38 | ☎ 32-4194 | 7時30分～18時 |
| 新居浜保育園 | 泉宮町 7-11 | ☎ 32-3624 | |
| 金子保育園 | 久保田町 1-3-13 | ☎ 32-3091 | |
| 高津保育園 | 松の木町 3-12 | ☎ 32-2032 | |
| 垣生保育園 | 垣生 4-2-25 | ☎ 45-0401 | |
| 多喜浜保育園 | 多喜浜 5-4-53 | ☎ 45-0362 | |
| 東田保育園 | 東田 1-甲 1215-1 | ☎ 41-7576 | |
| 船木保育園 | 船木甲 4319 | ☎ 41-6008 | |
| 角野保育園 | 中筋町 2-4-34 | ☎ 41-7238 | |
| 大生院保育園 | 大生院 344-1 | ☎ 41-7232 | |

| 保育所名 | 所在地 | 電話番号 | 開設時間 |
|------------|---------------|-----------|--------|
| 朝日保育園 | 新須賀町 3-4-5 | ☎ 32-4647 | 7時～18時 |
| みなと保育園 | 港町 15-38 | ☎ 32-3225 | |
| 十全保育園 | 西原町 2-3-12 | ☎ 33-3055 | |
| 新居浜八雲保育園 | 八雲町 2-14 | ☎ 32-5604 | |
| ルンビニ乳幼児保育園 | 東雲町 3-2-2 | ☎ 33-2026 | |
| さくら乳児園 | 桜木町 11-21 | ☎ 35-1381 | |
| 新居浜南沢津保育園 | 高津町 12-58 | ☎ 32-9654 | |
| ミドリ保育園 | 八幡 2-4-69 | ☎ 33-3789 | |
| めぐみ保育園 | 田の上 3-1-53 | ☎ 46-1414 | |
| 新田保育園 | 角野新田町 3-12-51 | ☎ 41-5401 | |
| 泉川保育園 | 松原町 11-15 | ☎ 41-7211 | |
| みどり園保育所 | 喜光地町 2-6-8 | ☎ 41-5031 | |
| すみれ保育園 | 土橋 2-13-16 | ☎ 41-5039 | |
| 中萩保育園 | 中萩町 6-16 | ☎ 41-7233 | |
| 新居浜上部乳児保育園 | 中村 2-8-49 | ☎ 41-1339 | |
| 新居浜萩生保育園 | 萩生 1091-1 | ☎ 40-0422 | |

| 公立幼稚園 | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-------|-------|----------|-----------|
| | 王子幼稚園 | 王子町 2-2 | ☎ 32-4815 |
| | 神郷幼稚園 | 郷 3-8-16 | ☎ 45-0170 |

| 認定こども園 (平成27年新設予定) | 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------------|------------|----------|-----------|
| | 認定こども園泉幼稚園 | 王子町 4-30 | ☎ 32-4088 |

